

■第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン（案）に対する意見募集の結果について

貴重なご意見、ありがとうございました。いただいたご意見と町の考え方は、次のとおりです。

■意見募集の概要

(1) 募集期間 令和7年1月10日(金)～令和7年1月31日(金)

(2) 募集方法 情報公開コーナー（役場1階）、淡輪公民館、子育て支援センター、文化センター、保健センター、健康ふれあいセンター（ピアッツァ5）、淡輪保育所、深日保育所、多奈川保育所に閲覧用の資料を備え付けるほか、町ホームページで第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン（案）を公表しました。

意見は、所管課窓口への書面による提出、郵送、ファックス、電子メール、電子申請フォームで受け付けました。

(3) 意見提出者 2人(内訳 岬町住民2人)

■意見の内容 「反映」の表示 A：意見を反映する B：今後の参考とする C：反映できない、意見の趣旨や内容が具体的でなく回答不能など

No.	頁	意見	対応方針	反映
1	1	計画名称が間違っている。 「・・・「岬町障害者基本計画・岬町障害者福祉計画・岬町障害児福祉計画」・・・」 →「・・・「岬町障害者基本計画・岬町障害福祉計画・岬町障害児福祉計画」・・・」	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
2	2	「岬町子ども・子育て事業計画」の“事業計画”の文字下部分が切れている。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
3	4 (6)	第2期計画では「ひとり親世帯の状況」の国勢調査の結果が掲載されていたがなくなっている。子どもと家庭を取り巻く状況の把握においては、ひとり親世帯の状況は重要な要素である為、掲載すべきではないか。	これまで国勢調査では、「20歳未満のこどもがいる」世帯をひとり親世帯としていましたが、令和4年の成人年齢の引き下げに伴い、過去の値がまったく違うものになります。ご指摘のグラフは掲載しますが、その旨をご承知いただきたいと思っております。	A

No.	頁	意見	対応方針	反映
4	8～ 10	見出し名が幼児教育・保育の順なので、これに合わせて「i) 幼児教育（幼稚園・認定こども園）の利用状況、ii) 保育（保育所・認定こども園）の利用状況 iii) 保育所における子育て支援関連事業の実施状況」という順に記載すべきではないか。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
5	8 (9)	「保育(2・3号認定)の利用状況」〔保育事業の推移〕は保育所全体で合算を示しているが、保育所毎に状況が異なる為、淡輪保育所、深日保育所、多奈川保育所それぞれ分けて記載すべき。また、公立か私立かという要素も重要である為、明記すべき。それと、表には町外施設の受入れの記載がない。町外の保育所に通っている子どももいるのではないか。岬町の子どもの入所率の算出においては町外施設の受入れ人数も含めるべきではないか。さらには、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響により、保育ニーズの増加、保育の低年齢化が生じている。この影響をきちんと示す為にも保育所毎に各年齢の入所児童数を令和2年度から令和5年度で記載すべきではないか。“入所児童数”と“入所者数”の文言を統一すべき。	本町は教育・保育提供区域を全町1区域としており、ここでは町全体の需給状況を確認する意味で合算した数値を記載しており、記載の煩雑化は避けたいと思います。 “入所児童数”と“入所者数”は統一することとします。	C A
6	8 (9)	ここに記載している認定こども園は教円幼稚園をだと思われるが、教円幼稚園は幼稚園型認定こども園である為、幼児教育に含めるべきではないか。また、教円幼稚園は既に新規入園の受付を止めており、現在の在園時が卒園すると同時に閉園になると認識している。これによって岬町内には認定こども園がなくなることになる。これも岬町の幼児教育・保育の状況においてとても重要なことである為、記載すべきではないか。	記載については、教円幼稚園の2号認定分の定員を表記したもので、誤りではありません。また認定こども園はなくなりますが、1・2号の受け入れがなくなることから、ここでの記載はしていません。	C
7	9 (10)	各保育所の園庭遊びは毎月第2木曜日ではなく第4火曜日ではないか。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
8	10 (8)	「幼児教育の利用状況」は幼稚園全体で合算を示しているが、幼稚園毎に状況が異なる。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化や保育ニーズの増加によって幼稚園の入園数は減少傾向であり、特に公立幼稚園である淡輪幼稚園は令和4年、令和5年と2年連続で入園数0人となり、その影響を大きく受けている。その為、淡輪幼稚園、海星幼稚園、教円幼稚園、町外施設利用それぞれ分けて記載すべきであり、公立か私立かという要素も重要である為、明記すべき。また、淡輪幼稚園の園児数の大幅な減少は岬町としても大きな課題であり、淡輪幼稚園のあり方検討委員会が設置され、継続的に検討されている状況である為、これについても明記すべきではないか。それと、幼稚園なので「入所児童数」ではなく「入園児童数」、「入所率」ではなく	本町は教育・保育提供区域を全町1区域としており、ここでは町全体の需給状況を確認する意味で合算した数値を記載しており、記載の煩雑化は避けたいと思います。また幼稚園利用者の減少は淡輪幼稚園に限った話ではないことから、ここでは特に記載はしていません。 表記については、ご指摘を受け、記載内容を修正します。	C A

No.	頁	意見	対応方針	反映
		「入園率」ではないか。		
9	11	上下に2つのグラフを記載してるが、別項目だが同じ凡例を使用している(例:上のグラフの4か月(受診者数)と下のグラフの2歳児歯科(受診者数)が同じ)。「乳幼児健康診査の状況」という一纏めで記載するのであれば、グラフ自体が分かれていたとしても別項目として混同しないように凡例も分けた方が良い。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
10	13	既に実施している取組みについて記載しているものであり、他と文言を統一する為に修正。 「・・・全家庭を対象に訪問・相談支援を実施します。」 →「全家庭を対象に訪問・相談支援を実施しています。」	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
11	15	「小学校児童数の推移」は3小学校の合算を示しているが、3小学校で状況が異なる為、正確に状況を示す上でも淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校をそれぞれ分けて記載すべき。	ここでは町全体の児童生徒の状況を確認する意味で合算した数値を記載しており、記載の煩雑化は避けたいと思います。	C
12	16	「学童保育の状況」は2つの学童の合算を示しているが、学童保育毎に状況が異なる為、正確に状況を示す上でも淡輪学童、深日学童をそれぞれ分けて記載すべき。また、在籍者数が定員数を超過しており、この表の数値だけからでは定員数オーバーの状態に陥っていると捉えられてしまう。実際には在籍者数はあくまでも登録している児童数であり、常時その人数が学童を利用しているわけではなく、普段の利用者数は定員数内に収まっていると思われるので、そうであれば誤解がないようにその旨を明記すべき。	学童保育については提供区域を全町1区域としており、需給状況を確認する意味で合算した数値を記載しており、記載の煩雑化は避けたいと思います。 在籍者数と定員数については、ご指摘の通り追記いたします。	C A
13	17	どのような状況の子どもを不登校児童としてカウントしているのかをきちんと分かるように文科省における不登校児童生徒の定義を明記した方が良いのではないかと。 【文科省の不登校児童生徒の定義】 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A

No.	頁	意見	対応方針	反映
14	17	「ii)業務時間」ではなく「ii)開館時間」の方が良いのではないかと。岬町HPでも「開館時間」と記載されている。また、「※祝日・年末年始を除く」と記載されているが、日曜日や土曜日(月1回を除く)も休館日である。その為、「※休館日：年末年始(12月29日～1月3日)、日曜日・祝祭日・土曜日(月1回の開館日を除く)」とした方が良いのではないかと。	表記については「開館時間」とします。 「※祝日・年末年始を除く」については、記載に誤りはないため、原稿の記載内容とします。	A C
15	18	「・・・飲食可能な部屋も1室設けています。」と記載されているが、コロナ禍以降は飲食不可になっているのではないかと。	ご指摘を受け、当該記述は削除します。	A
16	18	【リフレッシュ講座】に「(要予約、1歳以上無料保育あり)」と記載されているが、【みどりっこ講座】等も幼児教室「なかよし」以外は要予約だと思うので、同様に記載した方が良いのではないかと。 〈岬町立子育て支援センター「みどりっこ」ではこんなことをしています(R6保存版)〉 https://www.town.misaki.osaka.jp/material/files/group/16/R6hozon.pdf	現在、リフレッシュ講座以外は予約不要としているため、現行の記載内容とします。	C
17	19	利用料金は1日・半日単位ではなく1日・4時間以内ではないかと。 利用料金 1歳～3歳未満 2,000円(1日)・1,000円(半日)→2,000円(1日)・1,000円(4時間以内) 3歳～就学前 1,400円(1日)・700円(半日)→1,400円(1日)・700円(4時間以内) また、利用日前日午後4時までの申し込みで給食(幼児食)も提供していることや、一時預かり保育無料クーポンを配布している取組みも記載した方が良いのではないかと。 〈一時預かり保育無料クーポン配付について〉 https://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/shiawase/kosodate/kosodate/4883.html 〈岬町立子育て支援センター「みどりっこ」ではこんなことをしています(R6保存版)〉 https://www.town.misaki.osaka.jp/material/files/group/16/R6hozon.pdf	利用料金の記載については、ご指摘の通りに変更します。 その他については、原稿の通り本計画への記載は事業概要までを記載することとし、詳細な事業内容は事業案内チラシや、ホームページ等で記載し、周知に努めます。	A

No.	頁	意見	対応方針	反映
18	19	情報誌が何か分かるように情報誌名も明記した方が良いのではないか。 「手づくり情報誌を・・・」→「手づくり情報誌「みどりっこだより」を・・・」	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
19	19	おもちゃの病院(毎週火曜日 10:00~11:30)も記載した方が良いのではないか。	令和6年度をもって、事業が廃止されるため、記載しておりません。	C
20	19	第2期計画では【季節のイベント】が記載されていたがなくなっている。第2期計画の時から実施しなくなったイベントもあると思うが、「みどりっこまつり」など開催しているイベントもあるので記載した方が良いのではないか。	季節のイベントについては、各年度において事業内容異なるため、記載しておりません。	C
21	20	百分率(%)で100.0%を下回るのは当たり前なので下記文言は修正した方が良いのではないか。 「・・・したがって合計が100.0%を上下する場合があります。」→ 「・・・したがって合計が100.0%を超える場合があります。」	100.0%に一致しないことについて留意を促したいため、原稿の記載内容とします。	C
22	20	アンケートは世帯単位ではなく、子ども単位で配布されている。その為、きょうだいがいる場合には、1世帯で複数回答しており、きょうだいが多いほど、アンケート結果へのその世帯の回答の影響が強くなる。この点はニーズ調査結果をみるうえで留意する必要がある為、明記すべき。	子どもごとに調査票を配布することは、国の意図する本調査の設計にかなうものであり、特に考慮すべき偏りが生じているとは考えていません。明記の必要はないと考えます。 次期計画策定時には、保護者負担を考慮し、配布方法を検討します。	B

No.	頁	意見	対応方針	反映
23	21	<p>前回調査の就学前児童保護者の数値が第2期計画の数値と異なる。今回は「フルタイム就労」「パート・アルバイトなど」「以前は働いていたが、今は働いていない」「これまで働いたことがない」「無回答」の5分類であり、第2期計画では「1. フルタイムで働いている」「2. フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）」「3. パート・アルバイトなどで働いている」「4. パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）」「5. 以前は働いていたが、今は働いていない」「6. これまで働いたことがない」「無回答」の7分類であった。第2期計画ではフルタイムとパート・アルバイトにおいては今は休んでいる人は別の分類としている為、今回の5分類にする際はそれぞれ今は休んでいる人も合算した数値になると考える。しかし、下記の通り、数値が合わない。</p> <p>【本計画の前回調査】 フルタイム就労：32.0%、パート・アルバイトなど：30.8%、以前は働いていたが、今は働いていない：30.1%、これまで働いたことがない：5.5%、無回答：1.6%</p> <p>【第2期計画の調査結果】 1. フルタイムで働いている：25.2%、2. フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）：7.1%、3. パート・アルバイトなどで働いている：28%、4. パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）：2.8%、5. 以前は働いていたが、今は働いていない：30.3%、6. これまで働いたことがない：5.5%、無回答：1.2%</p> <p>上記の結果を基に計算すると、フルタイム就労：25.2+7.1=32.3%、パート・アルバイトなど：28+2.8=30.8%、以前は働いていたが、今は働いていない：30.3%、これまで働いたことがない：5.5%、無回答：1.2%となるのではないか。</p>	ひとり親世帯を算入するかどうかの考え方が異なっており、数値の違いになっています。比較のため、割合を再算定します。	A
24	21	<p>本調査結果の特筆すべき点として、育児休業取得率だけでなく、母親の約1割は育児休業を取らずに離職したという点も記載すべきではないか。理由はこの調査結果だけからでは分からないが、本人の希望で離職している方もいれば、育児休業を取得するという選択ができず、止む無く離職している方も一定数いる可能性があるのではないか。</p>	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A

No.	頁	意見	対応方針	反映
25	21	各グラフが何のグラフを意味しているかが分からない。見出しが「(2) 子育て環境への評価」となっているのでおそらく子育て環境の満足度を示していると思われるが、他の(1)(3)(4)と同様に明記すべき。(2)については項目が1つしかないので例えば項目番号は付けずに「子育て環境の満足度」と記載してはどうか。また、各グラフの凡例1～5の内容が記載されていない為、明記すべき。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
26	24	遊び場への満足度については第2期計画の際のアンケートでも実施している為、前回調査の結果として掲載すべきではないか。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
27	27	このアンケート結果から読み取るべき点は最も割合が高いものだけではなく、他よりも割合が高いものは全てをピックアップする必要があると考える。例えば、就学前保護者においては1番割合の高い「子どもの教育に関すること:36.1%」と2番目に割合の高い「病気や発育発達に関すること:35.6%」は0.5%しか差がない為、1番割合が高いという点はそれ程大きな意味を持たない。その為、このアンケート結果から読み取るとしたら、就学前児童保護者は「病気や発育発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「子どもの教育に関すること」の割合が高く、小学生保護者は「子どものインターネットやスマホ利用に関すること」の割合が46.5%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」の割合が高い、就学前児童保護者と小学生保護者のいずれにおいても「子どもの教育に関すること」の割合が高いという点ではないか。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
28	33	いじめだけでなく不登校も毎年過去最多を更新し続けており、令和5年度の小中学校の不登校児童生徒数は11年連続で増加し約34万6千人にも上り、大きな社会問題になっている。岬町においても不登校児童生徒数は決して少なくない為、不登校問題についても明記すべきではないか。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
29	36	目標には「増加」「減少」など計画策定時と比較によるものもあり、また、第2期計画の効果を評価する上では単純に目標を達成できているかどうかだけではなく、計画策定時からどれくらいの変化したかも重要な要素である。その為、第2期計画の時にも前計画策定時実績値(平成27年度)、計画目標(令和元年度)、実績見込み(令和元年度)の3つを一つの表に並べて記載した通り、本計画でも同様に記載した方が良いのではないか。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A

No.	頁	意見	対応方針	反映
30	36	「家族と食事をする子どもの割合（「ほとんど毎日食べる」との回答）」の達成見込(令和6年度)が目標(令和6年度)である「増加」を達成しているかどうかの記載がない。	上記のご指摘でグラフの体裁を変更したため、増減についての表記は一律なしとします。	C
31	36	「中高生の喫煙率（経験が「ある」との回答）」の達成見込(令和6年度)が目標(令和6年度)である「中学生：なくす、高校生：減少」を達成しているかどうかの記載がない。	上記同様、増減についての表記は一律なしとします。	C
32	38	第2期計画の時に基本的視点として設定されていた「サービス利用者の視点」「地域特性の視点」の2つがなくなっているのはなぜか？	「サービス利用者の視点」は「子どもの権利尊重の視点」と「次代の親づくりという視点」に含まれ、「地域特性の視点」は「自然等の社会資源を最大限活用する視点」に含まれると整理しています。	C
33	41～56	全部で73の施策が示されているが、それぞれの施策の方向性(新規事業、拡充事業、継続事業)かが分からない。第2期計画と同様に施策の方向性について明記すべき。	本計画においては、新規事業の表記のみとします。 【新規事業】 ・児童カウンセラーの配置（子育て支援課） ・スクールロイヤーの配置（指導課） ・出産子育て応援交付金支給・伴走型相談支援事業（保健センター）	A
34	41	第2期計画事業にあった「未就園児を対象とした食育指導」を「保育所における親子の交流・居場所の提供」に統合しているが、そうであれば事業の概要に未就学児を対象とした食育指導に関する取組を記載した方が良いのではないか。	食育についての具体的な取組は、今年度策定している「岬町第3次健康増進計画及び食育推進計画」に位置付けることとして、本計画では第2期計画よりも食育に関する記載を簡素にしています。	C
35	42	第2期計画事業にあった「私立幼稚園等の事業紹介」を「子育て支援情報の提供」に統合しているが、そうであれば事業の概要に保育所・幼稚園の保育内容や地域交流、地域子育て支援事業等の紹介について記載した方が良いのではないか。	今回の計画では、子育て家庭に向けての多様な分野の子育て支援情報の提供を、ひとつの事業としており、たとえば医療費助成や住宅情報なども含まれます。総合的な情報発信であるため、原稿の記載内容とします。	C
36	42	第2期計画事業にあった「こども医療費助成事業」「児童手当」「児童扶養手当」「ひとり親家庭医療費助成事業」を一つに統合しているが、国の支援制度のもとで実施する事業と町独自事業は別で記載すべきではないと考える。町独自事業については拡充や廃止など町の判断でできるものである為、事業について適切に評価する為には国の支援制度と町独自事業は分けた方が良いのではないか。	子どもの貧困対策としての経済的支援は、町の事業だけでは十分な成果をあげるのは難しく、国の事業も活用することが不可欠です。本事業については切り分ける必要はないと考えます。	C
37	43	No. 11の内容の末尾に「【】※」が記載されているが、No. 11には記載せず、No. 12に「【岬町男女共同参画プラン】※」と記載した方が良いのではないか。	初出となる部分に※を付記しており、特に変更の必要はないと考えます。	C

No.	頁	意見	対応方針	反映
38	43	仕事と子育ての両立を行う為には、保育所や学童保育に預けることができる必要がある。令和6年10月時点で0歳児6人の待機児童が発生し、育児休業の延長をお願いしている状況と認識している。慢性的な保育士不足・待機児童問題は子育て支援において重大な問題である為、早急に解消し、安定的な保育環境の整備に努める必要があると考える。その為、保育所や学童保育で待機児童が発生しないように十分な保育士や学童保育指導員を確保し、安心して子どもを預けられる保育環境を整備するといった内容で「保育環境の整備」について追加すべきではないか。	ご指摘の部分は第5章の内容と整理しています。P.59~60にかけて「幼児期の学校教育・保育」の量の見込みと確保の内容を記載しています。0・1歳の確保が厳しい状況が続きますが、年度途中であっても入所いただけるよう努めます。	C
39	43	仕事と子育ての両立においては、病児・病後児保育のニーズも高い為、病児・病後児保育体制の整備についても追加すべきではないか。	要望が高いことから、第5章p.71に病児・病後児保育を整備する方向性を記載することとします。	A
40	45	第2期計画事業にあった「児童虐待の通告義務などの啓発」と「DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの学習と啓発」を「こども家庭センター機能の整備」に統合しているが、こども家庭センター機能の整備は相談を受ける体制整備であるのに対し、児童虐待防止に対する様々な啓発活動は児童虐待そのものに対する理解を促すことで抑止に繋げるものであり、事業の特性が異なると思われる為、統合しない方が良いのではないか。また、その際は第2期計画同様にDV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法の説明も記載した方が良い。	本町における「こども家庭センター機能」のあり方については、ご指摘も踏まえながら、今後検討いたします。	B
41	45	12月18日開催の「令和6年度第2回岬町子ども・子育て会議」で配布の「資料2 第2期計画と第3期計画との事業新旧一覧」では「児童虐待防止アドバイザー（子ども家庭サポーター）の養成」は第2期計画のまま残すことになっていたが、なくなっている。	上記の「こども家庭センター機能」に含まれるもので、一体的に推進するものと考えています。	C
42	46	第2期計画事業にあったもので岬町障害児福祉計画の事業へ変更という理由でなくなっている事業があるが、記載が残っている事業となくなっている事業のすみ分けがわからない。子どもに特化した事業を残しているのであれば、担当課が福祉課や人権推進課のものだけをなくし、「早期療育等推進事業パンダ教室」「療育機関等関係機関と学校園所との連携の推進」「幼児教室(福祉との連携事業)」「特別児童扶養手当」は残すべきではないか。	具体的な取組については、基本的に「岬町障害者基本計画・岬町障害福祉計画・岬町障害児福祉計画」をご確認いただきたいと思います。本計画では児童発達支援における中心的な取組を、障害児の放課後の居場所、保育士等や保護者に対する相談支援の3つと考え、それにかかわる主な事業を記載しています。	C

No.	頁	意見	対応方針	反映
43	47	スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置についても明記した方が良いのではないか。P32にも「学校においては、生活指導の教諭だけでなく、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)との協働による相談体制で支援を行っています。」との記載もある通り、場合によってはSCだけでなくSSWも連携して対応するケースもあると思われる。また、スクールカウンセラー、スクールロイヤーだけでなく、スクールソーシャルワーカー(SSW)の説明も記載した方が良い。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
44	47	第2期計画事業にあった「教職員の指導力の向上」を「スクールカウンセラーの配置」に統合しているが、教職員の指導力向上は経験年数の少ない教職員が増加している中、子ども理解等の研修の充実を図るために、スクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修を行うといったものであり、あくまでもスクールカウンセラー等を活用して教職員の指導力向上を図るといったもので、スクールカウンセラーの配置自体とは事業実施の背景や目的が異なると思われる為、分けた方が良いのではないか。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
45	47	令和5年度には不登校児童生徒数は34万人を超え、11年連続過去最高を更新しており、大きな社会問題となっている。その対策として各自治体で教育支援センターや校内教育支援センターの設置が進められているが、岬町にはどちらも無い状況である。教育支援センターは平成29年度時点で63%、校内教育支援センターは令和6年7月時点で46.1%が設置している。岬町でも不登校児童生徒数は増加傾向にある為、教育支援センターや校内教育支援センターの設置についても事業として追加し進めるべきではないか。	現状では校内教育支援ルームを必要に応じて学校が設置しており、本計画においては教育支援センター等を位置づける考えはありません。今後、ご指摘の点も踏まえて、事業のあり方を検討します。	B
46	48	「子どもの権利条約等の普及・啓発」に内容に「子どもの権利条約」「児童憲章」だけでなく「こども基本法」も追加した方が良いのではないか。	こども基本法の目的から、子ども自身に子どもの権利を認識してもらうことが重要であり、今回は子どもの権利の基本的な考え方を示した「子どもの権利条約」と「児童憲章」を啓発することを取組としました。	C
47	48	子どもの権利条約第12条には、子どもが自分の意見を自由に表明する「意見表明権」が定められており、こども基本法第11条では、こども施策の策定等にあたってはこどもや若者、保護者などの子育て当事者の意見を聞き、反映させることが義務づけられている。子どもの権利を守り、子どもの権利意識の向上においてとても重要な要素である為、こどもや若者、保護者など子育て当事者が意見表明できる機会の確保やこども施策への反映についてもしっかりと明記すべきではないか。	ご指摘の点については、今後策定するこども計画にて、検討いたします。	B

No.	頁	意見	対応方針	反映
48	49 (50)	No. 41の「防災訓練の充実」は保育所・幼稚園・学童保育だけでなく、小中学校でも実施していると思うので明記した方が良いのではないかと。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
49	49 (50)	第2期計画から福祉に関する事業と比較して項目が多かった為に事業項目を整理されているが、項目数が多い少ないではなく、施策として盛り込む必要があるかどうかで整理すべきと考える。ニュースでも子どもが被害に合った事故や事件を目にすることが増えており、岬町でも安まちメールによる不審者情報が年に数回届く。こういった中、学校での防犯教室は実施してほしいですし、交通安全・防犯に関する施策はそのまま残しておいた方が良いのではないかと。具体的には「こども110番講習会」「子ども安全デー（こども110番運動）」「不審者侵入時の対応」は残しておいた方が良いと考える。なお、「不審者侵入時の対応」については「幼稚園、小・中学校」「保育所・こぐま園・子育て支援センター」「学童保育」で分かれているが、項目としては1つにまとめても良いと考える。	他の施策の記載を考慮して施策の追加は行わず、ご指摘を考慮して施策名や内容を変更します。	A
50	49	令和5年4月1日より自転車ヘルメット着用が努力義務となっており、令和6年度から岬町では自転車ヘルメット着用を促進する為に自転車用ヘルメット購入補助金を交付している。「自転車ヘルメット着用の促進」も追加した方が良いのではないかと。	ご指摘の事業は、子どもに限定したものではないため、本計画に記載することは考えていません。	C
51	50 (51)	No. 45の「本に親しむ環境づくり」は本の読み聞かせは小・中学校、アップル館だけでなく、保育所や子育て支援センターなどでも実施しているのではないかと。	ご指摘を受け、記載内容を修正します。	A
52	55～ 56	第2期計画に記載されていた「プライマリーヘルスケア」「初期救急医療体制（一次医療体制）」「二次救急医療体制」「三次救急医療体制」の説明がなくなっている為、記載しておいた方が良い。No. 72に「・・・隣接する二次・三次救急医療※・・・」と記載されており、この部分だけ※が残っている。	第2期計画で使用されている用語を、すべて本計画で使用しているわけではありませんが、注釈は追加いたします。	A

No.	頁	意見	対応方針	反映
53	59 (62)	<p>I C T導入の希望をします。保護者目線からのメリットとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出欠を電話連絡ではなく、スマホを使用して入力できること。(項目を選ぶだけで連絡ができ、簡単である) ・スマホ、アプリから保育所での様子を映像で確認できること。 ・連絡帳の記入も毎日手間がかかるため、スマホ入力になると手軽にできる。 ・プリントでの案内よりもメール、画像として残すほうが確認しやすい。職員にもメリットがあるのではないかと考えます。 ・パソコンを使用している園児の管理がしやすく、職員の情報共有がしやすい。 ・電話対応が減ることで、仕事の効率化にもつながる。 ・保育中の様子を映像で見ってもらうことにより保護者に安心してもらえる。(見えないことの不安を改善する) ・手書きの仕事をすべてパソコン等に入力するにすれば、手作業の時間が大幅に減るため、効率化を図れる。 <p>以上の考えから、I C T導入を検討してほしいと思います。</p>	<p>I C Tを活用することにより業務の効率化や保護者の皆様の利便性を向上させることは、本町としても今後必要不可欠な視点と考えます。現時点で具体的な活用手法については明言できませんが、本計画期間中に前向きに取り組みたいと考えます。</p> <p>本計画においては、p. 62に「質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取り組み」の中で、I C Tを活用した保育に取り組むことを明記することとします。</p>	A
54	60	<p>第2期計画では認定こども園について触れられており、町の考え方も示されていたが、本計画ではなくなっている。令和6年10月時点では保育所で0歳児6人の待機児童が発生しており、これに対して淡輪幼稚園は令和7年度4月入所で園児6名という状況である。以前から多くの住民から淡輪幼稚園と淡輪保育所を統合して認定こども園へ移行した方が良いのではという声があり、以前に実施した淡輪幼稚園のあり方に関するアンケートでも同様の意見があった。令和8年4月からはこども誰でも通園制度も本格実施される予定であり、多様化する保育ニーズにも柔軟に対応できる保育環境の整備が急務となっている。本計画は5ヶ年計画であることから、認定こども園の設置についての考えや方向性についてきちんと明記すべきではないか。</p>	<p>認定こども園の設置についての考えや方向性については、保育ニーズの高まり、淡輪幼稚園のあり方について等課題が多く、現在町としての考え、方向性を検討中であることから、整理できた段階で子ども・子育て会議に諮り、必要に応じて計画の見直しを図ります。</p>	B
55	74～	<p>第2期計画では「岬町子ども・子育て会議設置条例」「岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21推進協議会設置要綱」「岬町子ども・子育て会議委員名簿」「岬町次世代育成支援行動計画及びみさき健やか親子21推進協議会委員名簿」「児童の権利に関する条約【参考】」が参考資料と掲載されているが本計画では何もない。本計画を策定する上で関係する条例や委員会である為、参考資料として掲載すべきではないか。</p>	<p>資料編については最終的には掲載予定です。施策方針や取組ではないため、意見募集の対象とはしていませんでした。</p>	B

No.	頁	意見	対応方針	反映
56	全体	図表番号を記載すべき。	本町の計画では、現時点ではそうした表記はしていません。	C
57	全体	白黒ではなくカラーにすべき。SDGsの17目標やグラフなどはカラーの方がわかりやすい。特に「2. アンケート調査にみる現状」のグラフは色の違いがかなり分かりづらい。	冊子として白黒印刷をした場合に、カラーのグラフはわかりづらいことが多々あります。WEB公開のデータに限り、グラフについてはカラーで表現します。	A

■お問合せ先 岬町しあわせ創造部子育て支援課 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000-1 電話番号：072-492-2709（直接電話番号-ダイヤルイン）